

平成 16 年度において、副主幹以下だが班長の者と、主幹だが班長ではない者の人数と、各手当を比較したものが、以下の（表 2）である。

（表 2）副主幹以下だが班長の者の時間外勤務手当の総額及び主幹だが班長ではない者の管理職手当の総額

	人数（人）	時間外勤務手当の総額（円）
副主幹以下だが班長の者	242	53,760,064
	人数（人）	管理職手当の総額（円）
主幹だが班長ではない者	116	90,480,000

（注）1. 表中の管理職手当は、個人別のデータをシステム上集計できないため、平均的給付額 65,000 円（月）を前提に概算で算定した。

2. 「副主幹以下だが班長の者」とは、副主幹兼班長及び主査兼班長である。

主幹を対象とする管理職手当を廃止し、班長に対する手当に変えた場合、副主幹以下だが班長の者が管理職手当の対象となり、時間外勤務手当の支給がなくなることになる。逆に、主幹だが班長を兼務していない者には、管理職手当は支給せず、代わりに時間外勤務手当を支給することになる。

つまり結果的には、（表 2）の各手当額合計の、約 144 百万円は支給されなくなる代わりに、前者に対する管理職手当と後者に対する時間外勤務手当が生じることになる。

追加的に支給されることになる手当総額は、現在支給対象となっていないため、基礎データの集計がないが、副主幹以下だが班長の者に対する管理職手当は、秋田県の「初任給、昇格、昇給の基準」に基づいた、副主幹の平均的職務級の 6 級の給料月額 39 万円、主任専門員の支給割合 0.1 を前提として試算すれば、約 113 百万円（39 万円×0.1×242 人×12 ヶ月）である。また、主幹だが班長を兼務していない者に対して追加的にかかる時間外勤務手当は、上掲の表の、約 53 百万円という額から推定すると、対象人員が 242 人から 116 人になるため、約 25 百万円（5 千 3 百万円÷242 人×116 人）程度ではないかと考えられる。

追加される手当支給総額は、合計で約 138 百万円程度になり、管理職手当の支給割合の設定如何によるが、財政負担を減らしながら、実態に合わせ、管理職手当を主幹ではなく、班長を対象とするように改めることは十分可能と考える。

なお、班員の数は、3 人から 10 人前後と幅があることから、班長の職責の大きさを加味して、管理する班の人数ごとに適用する支給割合を決める等、より実態にあった方法を検討する必要がある。

意見

現在、主幹を対象としている管理職手当を、組織の実質的管理者である班長を対象とするよう変更されたい。その際、変更により財政負担を増加させず、実態を反映させるように、班長に対する管理職手当支給割合について、その設定において考慮されたい。

7 特殊勤務手当

(1) 県税業務手当

県税業務手当は、県税の賦課、徴収または滞納処分に関する業務を行う職員が当該業務に従事したとき、次の基準で支給される手当である。

手当の支給対象	手当の支給額
1 税務課に勤務する職員（総務担当職員を除く。）	
① 課長、上席主幹及び主幹の職にある者	月額： 4,200 円
② その他の職員	月額： 8,300 円
2 県税事務所に勤務する職員	
① 所長、主幹、課長及び主任専門員の職にある者	月額： 8,300 円
② その他の徴税吏員である者	月額： 21,000 円
③ 徴税吏員以外の者	月額： 8,300 円

県税業務手当の支給人数、金額は、延べ 1,650 人、28,459 千円である。

このうち、地域振興局県税課納税班職員は、徴収・滞納処分を行っているので、納税者と対面して業務を行うことが多く、他の業務と比較して、手当を支給するだけの困難性が認められる。ただし、納税班 48 名の平均年間出張日数は、81 日であり、手当を日額に換算すると約 3,000 円となり、他の手当に比して高額である。

一方、管理職及び税務課、地域振興局県税課課税班は、徴収・滞納処分を行っていないので、納税者と対面して業務を行うことは少なく、出張日数は、平均して、1 ヶ月に数日未満であり、特殊勤務手当を月額で支給するだけの困難性等は認められない。課税班の平均年間出張日数は 42 日であり、日額に換算すると、約 6,000 円となる。

したがって、税務課、地域振興局県税課課税班の職員に対して、月額支給とすることは、適当ではない。

意見

よって、管理職及び税務課の職員に対する県税業務手当の支給をやめられたい。

また、地域振興局県税課職員に対する県税業務手当を減額されたい。

さらに、県税の徴収等に困難さはあるものの、通常業務ともいえるため、廃止も検討されたい。

(2) 知的障害児等指導補助業務手当等の支給額が僅少な手当

知的障害児等指導補助業務手当、潜水手当、火薬類等取締手当、温室内作業手当及び早出勤務手当は、年間の支給総額が 10 万円にも満たず（温室内作業手当は、27 万円）、僅少である。

各手当の支給基準、支給金額等は、次のとおりである。

知的障害児等指導補助業務手当は、以下の業務に従事したときに、日額 340 円支給される。

手当の支給対象	手当の支給額
① 太平療育園、児童相談所（一時保護施設に限る）、千秋学園に勤務する職員が知的障害児、不良行為をし若しくはするおそれがある児童、若しくは家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童、盲児、ろう児又は肢体不自由者の入浴、運動会又は修学旅行の付き添いその他これらに準じる業務に従事したとき。	日額：340 円
② 盲学校、ろう学校、養護学校に勤務する職員が児童の入浴、運動会又は修学旅行の付き添いその他これらに準じる業務に従事したとき。	

知的障害児等指導補助業務手当の支給人数、金額は、延べ 24 人、8 千円である。

潜水手当は、職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したときに潜水深度に応じて（潜水深度 20m まで 1 時間 310 円）支給される手当である。

潜水手当は、延べ 829 人に、71 千円支給されている。

火薬類等取締手当は、職員が火薬類又は高圧ガスの危険を伴う保安検査又は立ち入り調査の業務に従事したときに日額 280 円支給される。

火薬類等取締手当は、延べ 223 人に、62 千円支給されている。

温室内作業手当は、農業研修センター、県立大学、農業試験場、花き種苗センター及び森林技術センターに勤務する職員が、7 月 1 日から 9 月 30 日までの間において、1 日につき 2 時間以上温室内で作業に従事したとき、日額 280 円支給される。

温室内作業手当の支給人数、金額は、延べ 972 回、272 千円である。

早出勤務手当は、太平療育園に勤務する技師（調理）が、11 月 15 日から翌年 3 月 14 日までの間において、正規の勤務時間による勤務として午前 5 時から午前

6時30分までの間に開始される業務に従事したとき、勤務1回につき280円支給する。

早出勤務手当の支給人数、金額は、延べ137人、38千円である。

意見

これらの手当は、対象となる行為が少なく、したがって、創設当時と比べ手当の重要性が低くなっている手当もある。また、支給金額以上の管理費用がかかっているものと思われる。

知的障害児等指導補助業務手当、潜水手当、火薬類等取締手当、温室内作業手当及び早出勤務手当は、対象となる行為が少ないので、廃止を検討されたい。

(3) 放射線取扱手当

放射線取扱手当は、以下の業務に従事したときに、日額 280 円を支給される手当である。

手当の支給対象	手当の支給額
① 職員が X 線その他の放射線を照射する作業に従事したとき。	日額：280円
② ①のほか、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の管理区域内、医療法施行規則の管理区域内若しくは電離放射線障害防止規則の管理区域で行う放射線業務、これらの管理区域内に一時的に立ち入る作業又は緊急作業で、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線相当量が 400 マイクロシーベルト以上である場合の当該期間中のものに従事したとき。	

当該手当は、延べ 1,084 人に、304 千円支給されている。

当該手当は、給料の調整額（調整額三の給料の調整額を受ける診療放射線関係職員に支給する場合を除く。）に加えて支給されるものであるが、本来業務そのものであることから、その特殊性も含めて、調整額で考慮されていると解するのが妥当であり、別途手当を支給する必要性は低いと考えられる。

また、職員の健康に及ぼす影響については、手当の支給により解決すべき問題ではなく、日額 280 円の手当を支給されたからといって、被支給者が納得できる問題ではない。

さらに、対象となる行為が少なく、支給金額以上の管理費用がかかっているものと思われる。

意見

よって、放射線取扱手当は、廃止を含めて検討されたい。

(4) 職業訓練手当

職業訓練手当は、県立技術専門校に勤務する職業訓練指導員である職員が、職業訓練に従事したときに支給される手当である。

訓練課長及び主任専門員の職にある者に対して給料月額の 6%、その他の職員に対しては給料月額の 10%を毎月支給しており、平成 16 年度の支給実績は、延べ支給人員 459 人、支給総額 13,533 千円である。

対象となる職員は、教員の資格を有する者ではなく、一般職の職員の給与に関する条例に基づいて給料が支給されるが、業務が教育職に近いことから、産業教育手当等との均衡をはかるために特殊勤務手当の一つとして創設されたものと思われる。

しかし、職業訓練指導員である職員が、職業訓練に従事することは、本来の職務であり、それに特段の困難性をみることはできず、特殊勤務手当の趣旨に合っていない。

意見

よって、職業訓練手当の支給率を大幅に引き下げられたい。

また、管理職については、管理職手当と併給されているが、併給を止められたい。

(5) 特殊現場作業手当

特殊現場作業手当は、以下の業務に従事したときに、表の日額が支給される手当である。

特殊現場作業手当の支給人数、金額は、延べ 690 人、214 千円である。

普通会計

手当の支給対象	手当の支給額
1 次の公署に勤務する職員が地上又は水面上 10 m 以上の個所における作業（公害の防止等に関する法令の規定に基づき、工場等において行うばい煙等の調査等の業務を除く。）に従事したとき。（農林水産部、建設交通部、出納局及び警察本部の各課、地域振興局農林部、地域振興局建設部、秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所、仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所、森林技術センター、流域下水道事務所、港湾事務所、管財課、保健所、空港管理事務所）	日額：320円
2 職員が橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下 4 m 以上の個所で行う作業に従事したとき	日額：280円
3 職員が掘削中のトンネルの坑内で行う作業に従事したとき	日額：450円
4 職員が鉱山の坑内において地質又は鉱床の調査の作業に従事したとき	日額：450円
5 水産漁港課、河川課、港湾空港課、検査課、地域振興局農林部、地域振興局建設部及び港湾事務所に勤務する職員が防波堤の建設工事等に伴い海上において行う次の作業に従事したとき	
① ブロック、ケーソン（砂の中詰めを完了する前のものに限る。）航路標識灯又は航路浮標灯の上において行う調査、監督検査等の作業	日額：280円
② 船上において行う調査、監督、検査等の作業	日額：280円
6 下水道課、検査課及び流域下水道事務所に勤務する職員が下水道（汚水の処理が行われているものに限る。）の管きよ、マンホール又は沈砂池の中で行う作業に従事したとき	日額：280円

公営事業会計

手当の支給対象	手当の支給額
企業職員が次の作業に従事したとき ① 地上又は水面上 10 m 以上の個所における作業 ② トンネルの坑内における調査、測量、検査又は監督の作業 ③ 高圧活線に近接して行う作業	日額：650円

このうち、秋田県には鉱山はないため、鉱山に関する規定は不要である。

その他の特殊現場作業手当は、おおむね危険、不快な場所で行われる作業であり、特殊勤務手当の要件は満たしている。

意 見

特殊現場作業手当は、支給総額が 214 千円と僅少であり、時代に合わせて見直しをして、支給対象の縮小をされたい。

(6) 病虫害防除手当

病虫害防除手当は、以下のとおり支給される手当である。

手当の支給対象	手当の支給額
病虫害防除所に勤務する職員で農業改良助長法の専門技術員又は改良普及員である者が植物防疫法第 32 条第 4 項に規定する事務に従事したとき	所長及び主席専門員 月額 給料月額の 6/100 その他の職員 月額 給料月額の 12/100

病虫害防除手当の支給人数、金額は、延べ 132 人、4,373 千円である。

病虫害防除手当が対象とする業務は、農業改良普及手当と同様、行政職と研究職の中間的な性格に教育的要素が加わった業務であり、他の職種と性格を異にした特殊性があることを考慮した措置である。また、職務の複雑・困難・責任の度合、勤務の強度、勤務時間、勤務の環境等において著しい特殊性があるとされている。

こうした職務については、専門的な技術・知識を用いて業務を行うこと、病虫害の発生予防、防除の規格指導、農薬の取締りなど、植物防疫全般にわたる多様な業務を県内各所で行うこと等、現在においても一定の特殊性を有していることは否めない。

しかしながら、他の職種と比べて一定の特殊性があるとは言え、研究により獲得した知識を直接県民に接して、粘り強く普及させることは、まさに、本来の公務員のあるべき姿であり、手当を支給するほどの特殊性があるとは認めがたい。

意見

よって、農業改良普及手当と併せて、病虫害防除手当の廃止も含め、そのあり方を抜本的に見直されたい。

(7) 用地交渉等手当

用地交渉等手当は、下表の公署に勤務する職員が用地の取得、用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償又は業務の施行により生ずる損失の補償（用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償を除く。）に関し、当該所有者、権利者、被補償者等と面接して行う交渉業務のうち特に困難なものに従事したとき、日額 650 円（正規の勤務時間以外の時間に従事した場合 350 円加算）支給される手当である。

用地交渉等手当の支給人数、金額は、延べ 2,132 回、1,610 千円である。

手当の支給対象	手当の支給額
次の公署に勤務する職員が用地の取得、用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償又は業務の施行により生ずる損失の補償（用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償を除く。）に関し、当該所有者、権利者、被補償者等と面接して行う交渉業務のうち特に困難なものに従事したとき 地域振興局農林部、地域振興局建設部、仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所、地域振興局のダム管理事務所、流域下水道事務所、秋田中央道路建設事務所、港湾事務所、砂子沢ダム建設事務所、人事委員会が認めるもの	日額：650円（正規の勤務時間以外の時間に従事した場合350円加算）

面接して行う交渉業務のうち、「特に困難」なものに従事したときに限定して規定されているが、運用上は、すべての交渉業務に対して支給されている。

ここで、「特に困難」とは、土地の取得等に関する計画について当該権利者に対して最初の説明を行った日以後、継続的に行われ、当該説明の日から起算して一月を経過した日においてなお終了していない一連の交渉業務のうち、当該一月を経過した日以後に行われる交渉業務で職員の心身に著しい負担を与えるものとされている。

しかし、①1～2回の交渉で契約したケース、②請求書の不備で押印をもらい直したケース、③電柱の移設に伴う電線の補償及び④臨時工事の搬入路の借地交渉などにも支給されており、これらのケースは、職員の心身に著しい負担を与えているとはいえない。

平成 16 年 4 月に、秋田地域振興局で、同一日に 2 ヶ所の用地交渉したものを 2 日分として、誤って集計したものが 2 回あり、1,300 円多く支給している。

監査結果

用地交渉等手当は、日額支給であるので、同一日に対して複数日分の支給をしないようにされたい。

用地交渉等手当について、規定のとおり、特に困難な場合に限定して支給されたい。

意見

さらに、用地交渉には困難さはあるものの、通常業務ともいえるため、廃止も検討されたい。

(8) ダム管理・建設業務手当

ダム管理・建設業務手当は、建設事務所、ダム管理事務所及び砂子沢ダム建設事務所に勤務する職員が、ダムの維持管理又は建設の業務に従事したとき、表の基準で支給される手当である。

手当の支給対象	手当の支給額
① 地域振興局のダム管理事務所職員	月額：11,600円
② 由利地域振興局建設部河川砂防課又は砂子沢ダム建設事務所職員（本体工事着工後本体工事完了までの間における技術吏員）	月額：15,000円
③ その他の職員	日額：550円

ダム管理・建設業務手当の支給人数、金額は、延べ977人、10,841千円である。

具体的な支給理由は、常時、高所作業等に従事するためである。

この点、高所作業等に対する手当として特殊現場作業手当があるので、該当する作業の従事日数に対して、特殊現場作業手当を支給すべきものとする。

意見

ダム管理・建設業務手当については、月額で一律に支給するのではなく、支給対象作業の内容から判断して、月額ではなく日額で特殊現場作業手当の一つとして支給すべきものである。